別表７を次のとおり改める。

別表７　割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ	大口	前納	深夜	休日	圏央	圏連	一般	障害者	路バス
大口	×									
前納	×	×								
深夜	○	○	○							
休日	○	○	○	×						
圏全	○	○	○	×	×					
圏連	○	○	○	×	×	×				
一般	○	○	○	×	×	×	×			
障害者	○	×	○	×	×	×	×	×		
路バス	×	○	×	○	○	○	○	○	×	

㈱　「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「休日」、「圏央」、「圏連」、「一般」、「障害者」、「路バス」、は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、休日割引、首都圏中央連絡自動車道における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、一般国道409号及び468号（東京湾横断・木更津東金道路）における割引
2	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引

当該変更については、平成26年４月１日から適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第９号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）を平成26年４月１日から下記の通り変更するとともに、料金公告の２．⑶４）⑭に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年３月 31 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

「料金公告」の変更

１．高速自動車国道中央自動車道富士吉田線外19路線に係る料金の額及び料金の徴収期間

⑴　料金の徴収区間

路線名	道路名	料金の徴収区間
高速自動車国道 中央自動車道 富士吉田線	中央自動車道	東京都杉並区（高井戸インターチェンジ）から 山梨県南都留郡富士河口湖町（河口湖インターチェンジ）まで
		東京都世田谷区（東名ジャンクション）から 東京都杉並区（中央ジャンクション）まで
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	中央自動車道	大月市（大月ジャンクション）から 小牧市（小牧ジャンクション）まで
	名神高速道路	小牧市（小牧インターチェンジ）から 西宮市（西宮インターチェンジ）まで
高速自動車国道 中央自動車道 長野線	長野自動車道	岡谷市（岡谷ジャンクション）から 安曇野市（安曇野インターチェンジ）まで
高速自動車国道 第一東海自動車道	東名高速道路	東京都世田谷区（東京インターチェンジ）から 小牧市（小牧インターチェンジ）まで
高速自動車国道 東海北陸自動車道	東海北陸自動車道	一宮市（一宮ジャンクション）から 小矢部市（小矢部砺波ジャンクション）まで
高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線	東名高速道路	海老名市（海老名インターチェンジ）から 豊田市（豊田東ジャンクション）まで
	伊勢湾岸自動車道	豊田市（豊田東ジャンクション）から 東海市（東海インターチェンジ）まで
高速自動車国道 中部横断自動車道	中部横断自動車道	静岡市清水区（吉原ジャンクション）から 山梨県南巨摩郡南部町（富沢インターチェンシ）まで
	中部横断自動車道	山梨県西八代郡市川三郷町（六郷インターチェンジ）から 甲斐市（双葉ジャンクション）まで